

第422回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 2 2 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日           平成31年4月25日
2. 開催場所           川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
3. 開会時刻           午前       9時30分
4. 閉会時刻           午前       10時45分
5. 招集者氏名        農業委員会会長     石川秀夫
6. 議長の氏名        農業委員会会長     石川秀夫
7. 委員出席者数     17名

内 訳							
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	桐野忠	出	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	出					

### 8. 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	山崎宗一	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	西川利雄	農地利用最適化推進委員	忍田文男
農地利用最適化推進委員	小野澤実	農地利用最適化推進委員	鈴木家守

農地利用最適化推進委員	竹ノ谷 敏彦	農地利用最適化推進委員	忍 田 文 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	鈴 木 家 守
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 巳	農地利用最適化推進委員	荻 原 政 巳
農地利用最適化推進委員	渡 邊 憲 一	農地利用最適化推進委員	奥 富 薫
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	時 田 重 雄
農地利用最適化推進委員	程 島 延 幸	農地利用最適化推進委員	木 所 清 司

## 9. 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	宇 津 克 巳	主 査	河 野 敏 浩
副事務局長	石 田 秀 樹	主 査	榎 本 亮 太
副 主 幹	山 本 勇 志	主 事	酒 井 亮
副 主 幹	廣 川 慎 司	主 事	山 本 和 慶
副 主 幹	横 山 大 造	主 事 補	飯 島 佑 加

## 10. 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、平成31年4月25日第422回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11. 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 粕 谷 貞 夫

委 員 米 原 民 子

委 員 福 田 純 一

12. 議決事項及び議事の要領

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数7件、総筆数15筆、総面積10,620㎡について申請があった。すべて『使用貸借権設定』の申出である。4月総会で審議する申出は『新規』における『使用貸借権設定』で、令和元年5月15日から契約期間が設定されるものになる。今回の申出は、すべて借り手の要件を満たしている。新規の申出のため、借り手の経営状況について読み上げる。整理番号1番と2番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。整理番号1番は、2筆、1,097㎡、整理番号2番は、4筆、1,656㎡で、それぞれ約10年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在64歳で、世帯の合計従事日数は年間150日以上、家族とともに約118アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約300mである。整理番号3番は、1筆、876㎡で、約3年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在73歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約246アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約450mである。整理番号4番と5番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。整理番号4番は、4筆、3,324㎡、整理番号5番は、2筆、1,506㎡で、それぞれ約3年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在74歳で、世帯の合計従事日数は年間150日以上、家族とともに約328アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約400mである。整理番号6番と7番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。

整理番号6番は、1筆、1,163㎡、整理番号7番は、1筆、998㎡で、整理番号6番は約5年、整理番号7番は約3年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在63歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約445アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約600mである。以上のことから、整理番号1番から7番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から7番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

## 議 案 第 2 号

### 農地法第3条第1項の規定による許可の件について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数2件、筆数7筆、面積4,716㎡についての申請があった。整理番号1番については、親から子への同一世帯内の贈与、3筆、2,995㎡の申請である。譲受人は、現在59歳で、農業従事日数は年間100日、家族とともに約224アールの農地を耕作する農家である。今回両親が所有する農地を譲受け、農業経営意欲の向上を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約470mである。整理番号2番については、経営拡張のため所有権移転、4筆、1,721㎡の申請である。譲受人は、現在74歳で、農業従事日数は年間250日、家族とともに約169アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲受け、経営の拡張

を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約280mである。

以上のことより、整理番号1番と2番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員より「整理番号2番について、調査報告する。4月21日に譲受人宅を訪問して営農状況や、農地取得目的などを調査してきた。譲受人は現在74歳であり、夫婦で水稻や畑では、かぼちゃやスイカなどを作っている。2、3年前からキウイフルーツなども作り始め、地元の直売所などで販売している。また10年程前には自然薯栽培にも成功し、こちらも直売所で販売している。経営面積は169アールで譲受人の従事日数は250日、妻は180日で、農業経営するための機械やトラックなどすべて揃っており、まだまだ規模拡大できるとの思いと、家から300メートルと近いので購入に踏み切ったとのことだった。譲渡人は、夫を数年前に亡くし、子どもたちも独立して家にいないため耕作放棄地になるのは必然だと思われる。このことから地元委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番と2番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

### 議 案 第 3 号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数17件、筆数25筆、面積6,474.45㎡についての申請があった。整理番号1番については、幼稚園敷地拡張のため賃借権設定、1筆、498㎡の申請である。譲受人は、昭和29年12月に設立され、学校教育を行うことを主な業務としている。申請地の隣地には、譲受人が管理する幼稚園があるが、園児の増加に伴い保護者の送迎用駐車場が不足しており、混雑時には既存の敷地内では対応しきれず路上に駐車してしまっていることで非常に危険な状態となっている。そこで、駐車場を使用できる土地を探していたところ、申請地が見つかったため、幼稚園敷地の拡張をしたいとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。整理番号2番については、住宅新築のため使用貸借権設定、2筆、505.35㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した親族のための住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、東側水路へ放流する計画である。整理番号3番については、住宅新築のため使用貸借権設定、1筆、403㎡の申請である。譲受人は、現在実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、独立生計を考え住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した親族のための住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、西側水路へ放流する計画である。整理番号4番については、住宅新築のため所有権移転、

2筆、328.31㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、東側道路側溝へ放流する計画である。整理番号5番については、住宅新築のため使用貸借権設定、2筆、330㎡の申請である。譲受人は、現在実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、独立生計を考え住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、南側道路側溝へ放流する計画である。整理番号6番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、344㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、西側道路側溝へ放流する計画である。整理番号7番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、330㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側道路側溝へ放流する計画である。整理番号8番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、418㎡の申請である。譲受人は、現在実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、独立生計を考え住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側



水路へ放流する計画である。整理番号 9 番については、建売住宅新築のため所有権移転、1 筆、814 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、昭和 49 年 10 月に設立し、不動産の売買、賃貸及び分譲住宅の建設販売を行っている。申請地は、住宅地内に位置し、閑静な場所で住環境として適地であり、需要が見込める。そこで、申請地を売買にて取得し、宅地と一体で建売住宅を建築したいとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側道路側溝へ放流する計画である。整理番号 10 番については、仮設事務所に使用のため一時賃借権設定、2 筆、409.50 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、昭和 35 年 9 月に設立し、土木建築の請負を行っている。現在、申請地の北側には同法人が請け負って増築予定の特別養護老人ホームがあり、増築工事に伴い、老人ホームの敷地内だけでは資材の搬出入ができないことから資材置場及び重機が稼働できる適地を探していたところ申請地が見つかったため、賃借にて借り受け、仮設事務所として使用するとの申請である。なお、増築工事終了後には農地に復元するとのことである。また、本申請地は農用地区域内であることから農地の転用は原則不許可であるが、一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことに該当すると考えられる。整理番号 11 番については、住宅敷地拡張のため所有権移転、1 筆、225 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人が所有する住宅は、現在譲受人の母が住んでいる。高齢であり一人での生活に不安が出てきたことから、譲受人の家族全員が実家に戻る計画をしている。戻ることにより、現在の敷地では車を駐車するスペースがなく、支障を来たしてしまうため適地を探していたところ、申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅敷地拡張を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。整理番号 12 番については、住宅新築のため所有権移転、1 筆、340 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。

農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した親族のための住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側道路側溝へ放流する計画である。整理番号13番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、302㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号14番については、住宅敷地拡張のため使用貸借権設定、1筆、181㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家の隣地にある申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅敷地拡張を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号15番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、260.29㎡の申請である。譲受人は、現在父が所有するアパートにて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、南側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号16番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、341㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近く、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、南側水路へ放流する計画である。整理番号17番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、445㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭に

なってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側水路へ放流する計画である。

以上のことから、整理番号1番から17番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から17番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について原案どおり意見を付すことに決定する。

#### 議 案 第 4 号

川越農業委員会の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「議案の説明を行う前に、農業委員会の活動の点検評価及び活動計画の概要について説明する。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、昨年度、農業委員会が取り組んできた業務についてまとめたものである。また、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、市の農業施策に係る基本構想などに基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携

を図り、取り組んでいただく業務などを計画案として作成している。農業委員会における活動等の実施状況については、農業委員会法の規定でインターネット等により公表することが定められている。それぞれの様式、項目等についても農林水産省で定められており、全ての農業委員会が同様のものを使用している。また、出典図書などについても定められており、それらに基づき作成している。なお、当該実施状況等については、6月30日までに公表するものとされており、本総会での決定の後、速やかに手続を進める予定である。併せて埼玉県へ報告し、最終的に農林水産省が各農業委員会の実施状況等を取りまとめ公表するものである。Ⅰ農業委員会の状況について説明する。1農業の概要については、様式の中で項目により出典となる統計資料の指定があり、その統計資料等により作成している。耕地面積については耕地及び作付面積統計に基づき記載している。耕地及び作付面積統計とは、毎年実施される耕地と農作物の作付けの実態調査である作物統計調査の結果として取りまとめられているものである。経営耕地面積については農林業センサスに基づき記載している。農林業センサスとは、国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態を明らかにし、農林業の施策等に役立てるための基礎資料である。センサスは5年ごとに国が行う調査であり、今回記載している最新版は2015年版である。遊休農地面積及び農地台帳面積については平成30年度に実施した利用状況調査などの実績である。中段左の表総農家数等、真ん中の表農業就業者数は、農林業センサスに基づき記載している。中段右の表の認定農業者等の経営数については、農政課からの資料に基づいて作成している。2農業委員会の現在の体制については、新制度に基づく農業委員会の表に、現在の体制を記載している。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について説明する。1現状及び課題については、現状の管内の農地面積3,260haに対し、これまでの集約面積は539.1haで、集積率は16.5%である。2平成30年度の目標及び実績については、集積目標854.3haに対して集積実績448.1ha、うち新規実績

406.2ha で達成状況は 52.5%である。3 目標の達成に向けた活動については、活動実績として、川越市が実施する人・農地プランの地区の意向を考慮し、今後の利用集積に向けた話し合いを行った。8月に実施した農地所有者を対象としたアンケート等による農地貸借の意向調査を踏まえ、地域の担い手等と農地貸借の調整を行い、農用地の利用調整並びに優良農地の保全を推進した。農地中間管理事業については、利用権による貸借等の円滑な権利移動を行った。4 目標及び活動に対する評価については、目標に対する評価として、平成30年度の目標は達成できなかったが、農地中間管理事業整備の支援を進めることはできた。活動に対する評価として、利用集積の取組は計画どおりの活動ができた。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について説明する。1 現状及び課題について、新規参入の状況は平成27年度新規参入者数1経営体、取得した農地面積0.6haである。平成28年度新規参入者数3経営体、取得した農地面積3.1haである。平成29年度新規参入者数2経営体、新規参入者が取得した農地面積は2.0haである。2 平成30年度の目標及び実績については、参入目標6経営体に対し、参入実績0経営体で達成状況は0%である。参入目標面積3.0haに対し、参入実績面積0haで達成実績は0%である。3 目標の達成に向けた活動については、農家の高齢化や担い手不足が実情の課題であるが、積極的な啓発活動を行い、新規参入を推進した。4 目標及び活動に対する評価については、目標に対する評価として、新規参入者数については目標を達成できなかったため、今後さらなる推進を図る必要がある。活動に対する評価として、普及の取組は計画通り実施できたが、今後さらなる推進を図る必要がある。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価について説明する。1 現状及び課題については、平成30年4月現在の管内の農地面積3,292.5haのうち、遊休農地については筆数476筆、面積32.5haで割合は1%である。2 平成30年度の目標及び実績と3 2の目標の達成に向けた活動については併せて説明する。遊休農地解消目標9.5haの達成に向けて、活動計画のとおり8月に農地の利用状況調査を実施し、遊休農地の解消に向

けて活動していただいた結果、解消実績は筆数 227 筆、面積 15.8ha で達成状況は 166.3%である。農地の利用意向調査については、対象者 122 人、調査筆数 198 筆、面積 10.8ha に対し、11月に実施した。4 目標及び活動に対する評価については、目標に対する評価として、遊休農地解消に向けて農地パトロールや除草作業等を行っていただき、解消面積は 15.8ha であったため、目標を大幅に達成できた。活動に対する評価として、農地の利用状況調査及び農地の利用意向調査について農地法及びその運用等に基づき、計画どおり適正に実施することができた。V 違反転用への適正な対応について説明する。1 現状及び課題については、現状の管内の農地面積 3,260ha に対して違反転用面積 1.9ha である。2 平成 30 年度実績については、実績 1.9h で増減はない。3 活動計画・実績及び評価については、実績として、口頭等による是正指導を行った。また、農業委員による担当地域内パトロールを月 1 回以上実施した。評価として、今後も継続して是正指導を行う必要がある。VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について説明する。1 農地法第 3 条に基づく許可事務については、1 年間の処理件数 51 件、うち許可 51 件である。点検項目である事実関係の確認については、申請書及び添付書類の確認、現地調査を実施している。また、必要に応じて本人への聞き取り調査等を行っている。総会等への審議については、事務局から審査基準の項目ごとに説明を行い、法令に適合するか審議している。申請者への審議結果の通知については、申請者へ総会等での指摘事項や許可条件等を説明した件数は処理件数と同じ 51 件である。審議結果等の公表については、議事録を作成し、縦覧に供している。処理期間については、同月内に処理を行っている。2 農地転用に関する事務については、農地法第 4 条及び第 5 条に基づき意見を付して知事へ送付した件数は 168 件である。点検項目の内容については、農地法第 3 条と同様である。処理期間については、埼玉県に送付後、翌月 15 日前後に処理を行っている。3 農地所有適格法人からの報告への対応については、管内の農地所有適格法人 3 法人が対象である。うち報告書提出法人数は 2

法人、うち報告書の督促を行った法人数は1法人である。対応方針は、引き続き報告書の提出を催促する。4情報の提供等については、点検項目のうち賃借料情報の調査・提供については調査対象賃貸借件数が47件である。情報の提供方法として、ホームページ等で公表を行った。農地の権利移動等の状況把握については、調査対象権利移動等件数は2,322件である。農地台帳の整備については、整備対象農地面積は3,412haである。農地の利用状況調査結果、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、随時更新を行っている。Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について説明する。農地利用最適化等に関する事務についての要望等として、高齢や体調不良のため耕作が困難な農地所有者から、農地の管理及び利用調整の相談や、非農家である農地所有者から、売却や農地の管理についての相談があった。対処内容として、農業委員及び推進委員が地域内で耕作できる担い手を探し、農地の集積を図るとともに、地域の農業者と協力し、除草作業等を行い、遊休農地の未然防止や解消ができた。なお、農地法等によりその権限に属された事務についての、要望・意見はなかった。Ⅷ事務の実施状況の公表等について説明する。1総会等の議事録の公表については、市のホームページに公表している。2農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、提出件数1件で提出先は川越市である。意見の概要として、優良農地の保全及び有効利用の推進のための支援、担い手の育成・確保、新規参入などの支援及び経営改善支援、農業振興のための支援、農業委員会の体制整備と業務支援、その他、農業者への情報提供、農作物の盗難防止などである。3活動計画の点検・評価の公表については、市のホームページに公表している。」との説明を行った。

議長は、委員に意見等を求めたところ意見等がなかったことから、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号は原案どおり承認することに決定する。

議 案 第 5 号

川越市農業委員会の「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「本議案については、市の農業施策に係る基本構想などに基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を図り、取り組んでいただく業務などを活動計画案として作成したものである。Ⅰ農業委員会の状況については、基準日が平成31年4月1日現在となっており、内容が議案第4号と全て同じであるため、改めて説明する部分はない。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について説明する。

1 現状及び課題については、管内の農地面積 3,250ha に対し、これまでの集積面積が 448.1ha で、集積率は 13.8%である。課題については、農業従事者の高齢化や、新規就農者を含む農業後継者不足等により、農業従事者が減少傾向にあることから、認定農業者等、効率的で安定した農業経営を担う中核的な農業者の育成・確保が必要である。2 平成31年度の目標及び活動計画については、目標集積面積 739.1ha、うち新規集積面積 291.0ha である。川越市が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた目標設定から算出している。活動計画については、川越市が実施する人・農地プランの地区説明会をバックアップする。また、遊休農地調査の結果に基づいて集約結果を農地中間管理事業に役立てるよう整備し、担い手への農地集積推進の支援を行う。農地中間管理事業については、利用権による貸借等の円滑な権利移動に努める。Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について説明する。1 現状及び課題については、新規参入の状況は平成28年度新規参入者数3経営体、取得した農地面積 3.1ha、平成29年度新規参入者数2経営体、取得した農地面積 2.0ha、平成30年度新規参入者数0経営体、取得した農地面積 0ha である。課題については、川越市が作成する基本構想に、農業経営を営もうとする青年等の確保が目標とされているが、収入を得られるための農地を確保するこ



とが重要である。2 平成31年度の目標及び活動計画について、参入目標数は6経営体、参入目標面積は3.0haである。活動計画については、川越市が作成する基本構想に基づく活動について積極的に支援を行う。IV遊休農地に関する措置について説明する。1 現状及び課題については、現状の管内の農地面積3,288.6haのうち遊休農地については筆数608筆、面積38.6haとなっており、割合は1.2%である。課題として、相続による土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化等による担い手不足により遊休農地が増加傾向にあるため、川越市が推進する人・農地プランの見直し等に積極的に協力し、当該プランに位置付けられた中心経営体等への農地の利用集積を積極的に進める必要がある。2 平成31年度の目標及び活動計画については、平成31年度の遊休農地の解消目標面積は10haとする。目標設定の考え方として、平成31年1月29日開催の第419回農業委員会総会で策定した農地等の利用の最適化の推進に関する指針で定めた遊休農地の解消目標に基づき、遊休農地の割合が1%以下になる面積とする。次に、活動計画については、まず農地の利用状況調査については、農業委員と農地利用最適化推進委員の33人で、8月に利用状況調査を実施し、調査結果については11月末までに取りまとめをする。調査方法については、1 川越市農業委員会農地パトロール実施要領に基づき、利用状況調査推進会議を開催し、趣旨や実習方法等について意思統一を図って実施する。2 仮登記農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査する。3 利用状況調査の結果等をふまえて利用意向調査を実施する。農地の利用意向調査については、8月に実施する利用状況調査の結果を踏まえ、11月に実施する。調査結果については、11月末までに取りまとめを行う。V違反転用への適正な対応について説明する。1 現状及び課題については、現状の管内の農地面積3,250haに対して違反転用面積1.9haである。課題については、違反地については是正指導を行っているが、多量の残土等が堆積しているため、原状回復が進んでいない。2 平成31年度の活動計画については、違反転用の現地調査を行い、違反転用している事業者と土地所有者に是正指導を引

き続き行う。」との説明を行った。

議長は、委員に意見等を求めた。

委員より、「V違反転用への適正な対応の中の違反転用面積について、毎年変わらないのだが、解消が進んでいないということか。」との質問があった。

議長は、事務局に説明を求めた。

事務局は「バブル期から蓄積された大型の違反案件である。年1回、担当が所有者を訪れ、解消についての説明を行っているが、なかなか進まないのが現状である。」との説明を行った。

議長は、他に意見を求めたが、他に意見等はなかったため、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第5号は原案どおり承認することに決定する。

## 議 案 第 6 号

### 川越市農業委員会委員辞任同意願について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は、川越市農業委員会委員辞任同意願について、「矢部節委員及び桐野忠委員より平成31年4月22日付けで、5月1日をもって辞任したい旨の辞任同意願いが農業委員会会長及び川越市長あてに提出された。辞任理由は、一身上の都合によるものである。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されていることから、本総会で審議いただくものである。」との説明を行った。

議長は、「本議案については、矢部委員及び桐野委員が関係している。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しく

はその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。このため、2件を別に採決することとする。」と宣言した。

議長は、まず矢部委員の辞任についての採決を行うため、同委員へ退席を求めた。

矢部委員の退席後、議長は、委員に意見を求めたところ特に意見がなかったことから、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、矢部節委員の辞任について同意することに決定する。

議長は、次に桐野委員の辞任についての採決を行うため、同委員へ退席を求めた。

桐野委員の退席後、議長は、委員に意見を求めたところ特に意見がなかったことから、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、桐野忠委員の辞任について同意することに決定する。

以下余白

### 13. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第422回  
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 14. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和元年5月7日

---

議長 石川 秀夫 印

---

委員 粕谷 貞夫 印

---

委員 米原 民子 印

---

委員 福田 純一 印

---